

## 生徒心得

本校生徒として自覚と誇りをもち、学業や部活動、生徒会活動等に励み、全員が秩序ある明るい学校にするため責任ある行動をとる一方、余暇を有意義に使い、礼儀作法を守り、豊かな人間性の涵養に努める。

## 校内生活

- 1 学校本来の目的は学習にある。積極的に学習に取り組もう。
- 2 学校へは余裕をもって登校し、始業の少なくとも5分前までに入室して、授業に備え、登校後は下校まで外出しない。特別な場合は担任の許可を得て外出する。
- 3 全校朝礼等集合があるときは行動を敏速にし、私語を慎み、全体の秩序を乱さないようにする。校舎内外は常に清潔にし、ごみのなげ捨てなどないようにしよう。また公共物は大切に取り扱い、破損等のないように心がける。万一、破損等があった場合は担任、事務室に連絡する。
- 4 自己の所持品については必ず記名する。
- 5 部活動等に参加しない生徒は遅くとも17:00までには下校し、部活動等に参加する生徒については別にこれを定める。

## 校外生活

- 1 校外においては社会人又は家庭人としての自覚をもって行動するとともに本校生としての誇りを保ち、節度ある態度を失わない。
- 2 危険な場所や遊技場等へは立ち入らない。
- 3 夜間の外出（日没以後）は慎み、やむを得ないときは保護者の同伴を原則とする。指導を受けたときは謙虚な態度で接し、改めなければならないときは素直に改め、必ず事実を担任に報告する。

## 容儀・服装

- 1 本校の生徒としての品位を保ち、常に簡素・清潔・端正であるように心がける。
- 2 制服・制靴については学校指定及び許可されたものとし、変形・加工するなどの手を加えない。

## 諸 届

次に掲げることについては一定の手続きをもって届け出、許可を得る。

- 1 アルバイト（アルバイトについては、別に定める）
- 2 旅行（キャンプ等を含む）
- 3 バンド・発表会及び集会
- 4 掲示物

- 5 異 装
- 6 下 宿
- 7 その他，学校が届け出を要するとみなしたもの

### 頭髪・服装等に関する遵守事項

#### (男 子)

- 1 常に清潔な髪型とする。
- 2 もみあげは，耳の穴より上とする。
- 3 次の状態になったら全体的に整髪する。
  - (1) 横髪が耳にかかる。
  - (2) 後ろ髪が襟にかかる。
  - (3) 横前髪が目にかかる。
- 4 流行の髪型や特異な髪型，剃りこみ，パーマ，脱色，染色は絶対にしない。

#### (女 子)

- 1 髪型は常に清潔であること。
- 2 次の位置まで髪が伸びたら，必ず整髪又は結ぶ。
  - (1) 後ろ髪が襟の下まできたとき。
  - (2) 前髪が目にかかってきたとき。
- 3 髪の一部を頬に残さぬこと。なお，斜め結びをしない。
- 4 カール，パーマ，染色及び流行の髪型や特異な髪型は絶対にしない。なお，カール等と似通った髪型もしないこと。
- 5 髪を結ぶゴム類は黒又は紺で髪飾り等は使用しない。

#### (共 通)

- 1 更衣期間は，定めないため，気温や体調に合わせて着用する。但し，行事等で服装を指示することがある。
- 2 頭髪服装指導は原則として1か月半に1回（学期3回程度）実施する。
- 3 次の場合は，保護者に連絡する。
  - (1) 頭髪服装指導中に注意され指定された期日までに整髪しなかったとき。
  - (2) 頭髪服装指導で数回にわたって注意されたとき。
- 4 ブレザーの内側の防寒着の色は，黒・紺・灰色でV襟又は，カーディガンとする。
- 5 補助バッグの色は，黒・白・紺・シルバーを基調とした，トートバッグ，ショルダーバッグ，リュックとする。
- 6 登下校中に着用する防寒着は，白・明るい黄色・シルバー系とする。  
※その他の留意点については，頭髪・服装に関する規程に準ずる。

## 交通規定

今日、高校生は交通社会の重要な一員であり、生命尊重とルール遵守が徹底されなければならない。これらの目的を達成するために、次の規定を設ける。

### 1 通学心得 各自の通学方法におけるマナーを遵守する。

区分	内容
徒歩通学生	道路に広がり、通行の妨害をしない。
列車等通学生	車内道徳を守り、他の乗客に迷惑をかけない。
自転車通学生	①車体を常に点検し、事故の未然防止に努める。 ②道路交通法（「道交法」）を遵守し、次の行為はしない。 ③無謀運転、2人乗り、並進、無灯火、傘さし運転、スマートフォン・携帯電話等のながら運転 など。 ④登校したら、必ず所定の場所に置く。 ⑤通学時の服装は、服装規定に準じる。防寒具は、本校で指示したものとし、降雨時は雨ガッパを着用する。

### 2 通学許可基準 自転車・原付車での通学を希望する生徒は、次の基準に該当した場合に許可する。通学目的以外は許可しない。交通機関等利用者で、最寄りの停留所まで自転車・原付車での通学を希望する生徒も、以下に準じる。（ただし、距離が満たない場合でも、申し出に基づいて職員会で承認の上、許可されることもある。）

区分	内容
自転車通学生	①通学距離が、最短2 km以上ある生徒。 ②車体が安全規格を満たしているもの。改造車やドロップハンドルは認めない。
原付車通学生	①通学距離が、最短6 km以上ある生徒。 ②排気量 50cc とし、自動二輪車以上の免許取得は認めない。

(1) この規定は登下校のみでなく、平常の場合にも適用する。

(2) 交通に関する指導措置は別に定める。

### 3 通学許可手続

#### (1) 自転車通学許可

自転車通学生の許可手続きは次の通りとし、ステッカー代は実費徴収する。

ステッカーの紛失破損は、再交付を申し出る。（有償）

#### (2) 原付車通学許可

原付車通学生の許可手続きは次の通りとし、プレート代は実費徴収する。  
プレートの破損等は、再交付を申し出る。(有償)

①申請・受験の時期

受験は、原則として各長期休業中とし、休み前に所定の手続きをとる。

②受験・通学許可手続きは別途指示する。

※原則として、原付受験説明会に保護者同伴での出席が条件となる。

#### 4 自動車学校入校・受験許可

(1) 自動車学校入校、及び自動二輪車以上の免許証取得を希望する生徒は、次の通りの手続きをとる。

①申請・受験の時期

自動車学校への入校は、3年生に限り、一定の条件を満たしている者のみ指定日から許可する。希望者は、必ず所定の手続きをとる。追試・追指導を必要とする生徒は、その終了後からとする。

②入校・受験許可手続きは別途指示する。

本人	-----	→担任	→交通係	→教頭	→校長	→交通係
(入校・受験願)			(審査)			(許可証の発行)

(2) 入校及び教習が許可される条件

① 2学期中間考査または2学期末の欠点教科がないこと。ただし、1学期末に欠点科目がある生徒については、教科担任の指導に従うこと。

② 交通違反内規の「自動車学校入校許可」規定に違反していないこと。

③ 進路未決定の者は、担任及び進路係の先生に相談して入校を決定すること。

(3) 入校後の心得

① 指導教官の指示を良く守り、常に出水商業高校生としての自覚を持つこと。

② 自動車学校への服装は、制服を着用すること。女子生徒はスカートの下にジャージを履いてもかまわない。

③ 学校の出校日に欠席しないこと。学級担任等からの呼び出しがあったらすぐに出校すること。

## アルバイトに関する規定

アルバイトは、その必要性の有無・業種・職種などを教育的見地から判断し、長期休業中（春季・夏季・冬季）と、特別に申し出があったときは土曜・日曜・祭日のみ職場実習の一環として許可する。ただし成績上欠点のある者は原則として認めない。

### 1 長期休業中（春季・夏季・冬季）のアルバイト

〈注意事項〉

(1)事前許可：

学校所定のアルバイト届けにより事前に届け出て許可を得なければならない。

(2)禁止場所：

以下の例にあげる業務は禁止する。

例：酒席に侍する業務，遊興的接客業（喫茶店等も含む），娯楽関係施設，海水浴場，危険物取り扱い業務。

(3)就業区域：原則として通学区域内であること。

(4)就業期間：休曜日数の3分の2を超えないこと。

(5)就業時間：

春季及び夏季は午後6時まで，冬季は午後5時までであること。

労働時間は1日8時間，1週間に40時間を越えてはならない。

(6)その他：

①出校日には必ず登校すること。

②アルバイト許可証は必ず携帯すること。

③アルバイト終了後は所定のアルバイト報告書を担任に提出すること。〈休業明け10日以内に提出〉

④校則並びに交通規定等を厳守すること。

### 2 長期休業中以外のアルバイト

保護者からの申し出のもとに生活指導係会，必要に応じて学年会で協議し，職員会議での了承を求め，条件付きで土曜・日曜・祭日のみ許可を与える。

〈条件〉

(1)学業不振でない。（定期考査の成績に欠点教科がない。）

(2)生徒指導上の問題行動がない。

※生徒指導上の問題が発生した場合は，即座に中止とする。

(3)経済的な理由や将来の進路に関する面等，その目的がはっきりしていること。

(4)定期考査の1週間前から終了時まで禁止。※土・日に検定がある場合は，それを優先すること。

(5)許可を与えるときは，保護者と連携を図るため面談を実施する。

(6)学期ごとに就業状況の確認を行う。

(7)就業職種や就業時間等については長期休業中のアルバイト規定に従う。

※アルバイトのため著しく成績が低下した場合には、許可を取り消すこともある。

## スマートフォン・携帯電話の持込（使用）規定

### 1 基本方針

昨今のスマートフォン・携帯電話（以下、スマートフォン等）の使用をめぐる事件やいじめ、トラブル（特にSNS上での誹謗中傷等の書き込みや不適切な画像や動画の掲載による個人情報の流布など）は、大きな社会問題になっている。また、ネット依存やゲーム依存による健康障害や学習への影響も認知されており本校ではスマートフォン等の持ち込みは原則禁止とする。ただし、次の条件を満たす場合は、スマートフォン等の持ち込みを許可する。

### 2 条件

保護者責任の下、緊急時や防犯上の観点、送迎時の連絡手段として、スマートフォン等の持ち込みの許可について保護者からの申請があった場合、学校で審議したうえで許可する。ただし、以下の「持込規定」・「使用上の注意」を遵守することとし、持込許可願（フィルタリング設定申告）を提出した者に限る。また、違反時には学校の規定に沿った指導（保護者来校指導等）に従うとともに、スマートフォン等の持ち込みに伴う経費や盗難・紛失・破損・トラブル等については一切の責任を保護者側で負うことを承知し、保護者連署をもって誓約することを条件とする。

### 3 持込規定

- (1)学校敷地内での使用は認めない。ただし、送迎時の連絡に限り、4 使用上の注意(1)に準ずる。
- (2)学校敷地内では電源を切り、鞆の中に入れ、スマートフォン等に触れない。
- (3)ウェアラブル端末（スマートウォッチ等）の持ち込みは許可しない。
- (4)着信音（バイブ音・アラーム音含む）を確認した場合は、使用とみなす。
- (5)スマートフォン等の管理は、自己責任で行い、盗難・紛失・破損については保護者の責任において対処する。
- (6)スマートフォン等に関連した生徒指導上の問題（情報モラル違反等）やトラブルが発生した場合は、学校の指導に従うこと。また、その内容によっては、持ち込みを禁止する場合もある。
- (7)保護者の責任において、フィルタリング・家庭内ルールの設定を行う。「持込許可願」を提出の際、申告が必要となる。  
(特にWEB, 無線LAN, アプリ等に関するフィルタリング設定を行うこと。)
- (8)「持込許可願」は、年度毎に更新するので、毎年提出すること。また、年度途中で機種変更をした際は再度提出する。

(9)その他の学習活動等に関しても、持ち込む場合は、「持込許可願」を提出する。

#### 4 使用上の注意

持ち込みが許可された場合は、以下の項目を遵守すること。違反行為は指導の対象となる。

- (1)学校敷地内では使用禁止であるが、送迎時の連絡に限り、公衆電話（正面玄関）付近での使用は認める。目的以外の使用はしない。
- (2)SNS等において相手を誹謗・中傷（悪口や差別など）するような書き込みをしない。
- (3)ネット上に不適切な画像や動画の投稿や個人情報（名前、学校名、住所、ID、パスワード等）を掲載しない。
- (4)歩きながら、運転しながらの使用（イヤホンの使用も含む）は絶対にしない。
- (5)公共の場（駅やバス停など）や公共交通機関（電車内、バス内など）でのマナー、ルールを遵守する。

#### 5 指導内容

(1)許可を受けている生徒の規定違反及び使用違反に関する指導内容は下表の通りである。

1回目	担任指導・報告書提出後、本人へスマートフォン等を返却。
2回目	保護者来校の上、生活指導係及び担任指導・報告書提出。 保護者へスマートフォン等を返却。
3回目	持込許可取消・放課後指導・保護者来校の上、校長指導・反省文提出。 保護者へスマートフォン等を返却し、年度内は持込を許可しない。
4回目	別途審議

(2)その他の指導内容及び注意事項

- ①年度毎の指導とするが、持込を許可しない期間については、違反発生日に応じて期間を調整する。
- ②その場で預かったスマートフォン等は、担任が預かり電源を切った後、職員室金庫へ保管する。
- ③保護者の都合等で返却できず、やむを得ず学校側が預かった場合の携帯電話料金等は学校として責任は負いません。
- ④持込許可のない場合やスマートフォン等に関連した生徒指導上の問題（情報モラル違反等）やトラブルが発生した場合は、別途審議し指導内容を決定する。